

# 自家発 Q & A 60

## 自家発電設備の主な技術基準、届出、検査及び点検等の規制

2月号の「自家発Q & A」では、自家発電設備は、設置目的・用途に応じて関係法令により様々な規制を受けることを紹介しました。3月号では、構造・性能に関する技術基準、設置基準、届出、検査及び点検等に分け、主な法令による自家発電設備に係る規制について、具体的に説明したいと思います。

### Q 1

2月号の「自家発Q & A」では、自家発電設備を常用自家発電設備（発電専用、コージェネレーション用又は常用防災兼用）と、非常用自家発電設備（防災用又は保安用）の2つに区分したうえで、関係法令により受ける規制について概要を紹介しました。

自家発電設備が設置目的・用途に応じ、様々な法令の規制を受けることについては理解できましたが、どのような規制を受けることになるのか具体的な内容に教えてください。

### A 1

自家発電設備の構造・性能を始めとする設置、維持管理上の規制については、関係法令の中でも特に電気事業法、消防法及び建築基準法によるものが多く、これらが深く関係してきます。

自家発電設備に係る規制については、設備の構造・性能に関する技術基準、設置基準、届出、検査及び点検等の項目に分類して、電気事業法、消防法及び建築基準法によりそれぞれ受ける具体的な規制を、9面の表1に示しました。

### Q 2

表1右欄の建築基準法関係の規制では、予備電源として設置される自家発電設備の構造・性能は、「一」印（アミかけ部分）で示されたとおり、規定がないものとされています。

この場合、構造・性能に関する建築基準法上の取り扱いはどのようになるのでしょうか。

### A 2

予備電源として設置される自家発電設備の構造・性能に関する基準は、現在のところ、建築基準法上、省令や告示により定められていません。

そのため、構造・性能については、消防法により定められる自家発電設備に関する基準「省令基準（※1）、告示基準（※2）」に適合しているものが、建築基準法にも適合しているものとして取り扱われています。

※1. 消防法施行規則第12条

※2. 消防庁告示第1号「自家発電設備の基準」

### Q 3

電気事業法、消防法及び建築基準法による規制以外にも、自家発電設備は関係法令により様々な規制を受けると思います。

その中でも、近年深刻化する環境問題から、特に留意すべきものがありましたら教えてください。

（10面につづく）

表1 自家発電設備に対する主な技術基準、設置、届出、検査及び点検等の規制

	電気事業法関係	消防法関係	建築基準法関係
規制	電気工作物としての規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等の非常電源としての規制</li> <li>危険物に関する規制</li> <li>使用に際し、火災の発生のおそれのある設備としての規制（※1）</li> </ul>	予備電源としての規制
構造性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気設備に関する技術基準及び同解釈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法施行規則第12条</li> <li>自家発電設備の基準（告示）</li> <li>内燃機関を原動力とする発電設備（※1）</li> </ul>	——
設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電用火力設備に関する技術基準及び同解釈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法施行規則第12条</li> <li>非常電源（自家発電設備）試験基準（通知）</li> <li>内燃機関を原動力とする発電設備（※1）</li> </ul>	——
届出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規程届</li> <li>主任技術者選任届</li> <li>工事計画届（※2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事整備対象設備等着工届（設備共通の非常電源関係図書を添付）</li> <li>消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届（非常電源（自家発電設備）試験結果報告書を添付）</li> <li>発電設備設置届（※1）</li> <li>危険物貯蔵所等設置許可申請及び危険物貯蔵所等完成検査申請（※3）</li> <li>少量危険物等貯蔵・取扱届（※4）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認申請</li> <li>完了検査申請</li> </ul>
検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用前安全管理検査（※5）</li> <li>定期安全管理検査（※5）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成検査（非常電源（自家発電設備）試験基準による）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了検査</li> </ul>
点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規程（保安規程の中で定める点検の基準等により実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常電源（自家発電設備）点検基準（告示）</li> <li>非常電源（自家発電設備）点検要領（通知）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期検査（※6）</li> </ul>
記録	——	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常電源（自家発電設備）点検票（1年点検と半年点検の実施結果の記載）</li> </ul>	——
報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期報告（発電所運転）</li> <li>事故報告（特定の事故）</li> <li>その他報告（公害防止等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等点検結果報告（非常電源（自家発電設備）点検票を添付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期検査報告（※6）</li> </ul>

- ※1. 市町村の火災予防条例により、「使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」として内燃機関を原動力とする発電設備が規制の対象となる。また、設置する場合はその旨を届け出なければならない。
- ※2. 出力1万kW以上の内燃力発電所、1千kW以上のガスタービン発電所又は受電電圧1万V以上の需要設備（附帯設備として設置される非常用自家発電設備を含む。）は設備の保安に関する届出、また、環境保全関連法により公害発生施設に該当する発電設備は環境保全に関する届出を行う。
- ※3. 消防法の規定に基づき、指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う場合に申請する。
- ※4. 火災予防条例の規定に基づき、指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物を貯蔵・取扱う場合に届け出る。
- ※5. 出力1千kW以上のガスタービン発電所等が対象となる。
- ※6. 平成20年国交省告示第285号中の「二 排煙設備 別表第二」、「三 非常用の照明装置 別表第三」又は「四 給水及び排水設備 別表第四」により行う。

(8面からのつづき)

**A3**

環境問題が重視される中、大気汚染の原因となる排出ガスの抑制が大きな課題となっています。

自家発電設備は、運転に伴いばい煙を大気中に排出することから、大気汚染防止法ではばい煙の抑制のため、「ばい煙発生施設(※3)」に該当するものに対して排出基準を定め、基準の遵守、届出及び測

定等の厳しい規制を課しています。常用と非常用の自家発電設備では規制項目に違いがあることから、取り扱いの相違点を表2に示しました。

- ※3. 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり、
- ・ガスタービン・ディーゼル機関では、50L以上のものが該当します。
  - ・ガス機関・ガソリン機関では、35L以上のものが該当します。

表2 ばい煙発生施設に係る常用と非常用の自家発電設備の取り扱い

規 制 項 目	常用自家発電設備	非常用自家発電設備
ばい煙の排出基準	適 用	適用除外
ばい煙発生施設の設置の届出	必 要	必 要
ばい煙量等の測定	必 要	不 要(注)
ばい煙量等の測定結果の記録・保存	必 要	不 要(注)

注. 非常用自家発電設備は、大気汚染防止法施行規則附則(総理府令第53号)で定める「非常用施設」に該当することから、ばい煙の排出基準は適用されない。これにより、ばい煙量等の測定、測定結果の記録保存についても不要となる。